

合否審査が厳しくなった令和元年1級製図を徹底分析

～受験者の聞取調査を踏まえた合否審査を推定、ここを把握しないと令和2年も不合格となる～

1. なぜランクⅣが急激に増加したのか？

試験制度が大きく変更となったH21以降の合否状況を表1に示す。製図試験のランクⅣの合格率は、表1の通りH21～H29まで10%程度であった。しかし、H30約26%、R1約30%と急速にランクⅣの比率が上昇している。

H30は、敷地が狭く建蔽率が70%であったことから多くの受験者が建蔽率アウトによる一発ランクⅣの方も多々いた。特にH30は、多くの受験者が利用する7×7グリッドの横6コマ(42m)の縦4コマ(28m)にすると若干建蔽率オーバーとなる罫が仕掛けられていた。R1は、H30の課題を踏まえ、当研究会も大手S社・N社のいずれも建蔽率60%の予測課題を組込む等この点の注意指導は徹底していた(R1試験課題は建蔽率60%であった)。しかし、結果としてR1のランクⅣは約30%であり、更にランクⅢも約31%と該当者の比率が高くなっている(図1、図2参照)。

R1のセンターから公表された「設計製図の試験の合格基準等について」では、初めて「受験者の答案の解答状況」の記載があった(表1の黄色枠文参照)。研究会は、会員からの聞取調査を実施し、この点を分析した結果、明らかにR1は合否審査が厳しくなったと推定するに至った。従来、ランクⅣに該当する重大な不適合としては、上下階の階段不整合、建蔽率や容積率違反、要求図書の欠落などであった。この基準不適合者と未完成者を合計すると、ほぼ10%程度となっていた。しかし、R1では、この違反者以外に表1黄色枠文の「受験者の答案の解答状況」に該当する方が、ランクⅢおよびランクⅣになったと判断せざるを得ない。

具体的には、例えば「1階吹抜け部に防火区画を書かなかった方」の合否はどうであったのか？1階吹抜けの防火区画は書いたが、「くぐり戸を書き忘れた方」の合否はどうであったのか？更に、「避難距離の取り方を間違えた方」の合否は、重複距離の取り方は正しいが、「重複距離を違反した方」の合否はどうであったか？などを会員からの聞取調査と分析により、取りまとめた。

大手資格学校では、一般的な分析評価は公表するが、ここまで踏み込んで解説はしていない。しかし、ここを把握しないと、令和2年も「あんなに頑張ったのに合格できなかった」という結果になりかねない。ランクⅠ以外は全て意味がないので、以下を参考にさせて頂き、令和2年の試験に臨んで頂きたい。

表1 製図試験の合格率

年度	受験者数	合格		不合格	
		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅣ
平成21年	12,545人	41.2%(5,164人)	25.8%	23.0%	10.0%
平成22年	10,705人	41.8%(4,476人)	27.8%	23.5%	6.9%
平成23年	11,202人	40.7%(4,560人)	30.5%	18.1%	10.7%
平成24年	10,242人	41.7%(4,276人)	27.9%	18.2%	12.2%
平成25年	9,830人	40.8%(4,014人)	27.3%	19.2%	12.7%
平成26年	9,460人	40.5%(3,825人)	32.7%	20.5%	6.3%
平成27年	9,308人	40.5%(3,774人)	25.2%	23.3%	11.0%
平成28年	8,653人	42.4%(3,673人)	27.1%	20.7%	9.7%
平成29年	8,931人	37.7%(3,365人)	21.2%	29.9%	11.2%
平成30年	9,251人	41.4%(3,827人)	16.3%	16.5%	25.9%
令和元年	10,151人	35.2%(3,571人)	4.3%	30.8%	29.7%

ランクⅠ：知識及び技能を有するもの(合格)
 ランクⅡ：知識及び技能が不足しているもの(不合格)
 ランクⅢ：知識及び技能が著しく不足しているもの(不合格)
 ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの(不合格)

令和元年から審査が厳しくなったと推定

(以下は令和元年に公表されたランクⅢ及びⅣの該当事項)

センターから公表された「受験者の答案の解答状況」ランクⅢ及びⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる事ができる。

- ・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求されている室の欠落」や「要求されている主要な室等の床面積の不適合」
- ・法令への重大な不適合：「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設置」、「防火区画(特に吹抜け部の1階部分の区画)」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等
- ・そのほか建築計画に基礎的な問題があるもの：「吹抜けの計画(吹抜けとなっていないもの)」等

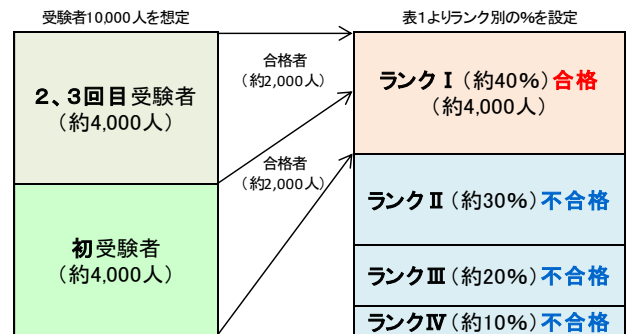


図1 受験者1万人での製図合格イメージ図(H29以前)



R1から審査が厳しくなったと推定

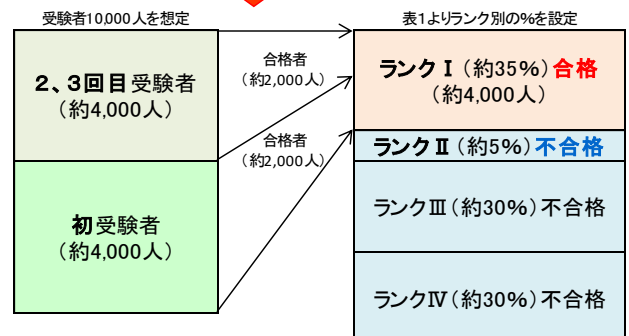


図2 受験者1万人での製図合格イメージ図(R1以降)

注) 図1は、研究会による受験者1万人とした場合の推定イメージ図ですので、参考として見て下さい。

2. R1受験者からの聞取調査を踏まえた考察

センターから公表された「R1設計製図の試験の合格基準等について」では、新たに「受験者の答案の解答状況」が示された(表1の黄色枠参照)。その一つ一つについて、会員受験者からの聞取調査等を踏まえて考察した内容を列記する。なお、聞取調査では、復元図を見ながら意見交換した場合や、口頭だけでの確認等であり、下記項目内のみでない要因でのランクⅢやランクⅣもあり得る点と、本内容は研究会独自の考察であることをご理解頂きたい(下記内容はセンターの採点基準の判断ではない)。ここで重要なことは、下記審査基準への違反がランクⅢやランクⅣに該当すると示された点であり、その該当者が6割に達するという事実である。従って、この内容を十分把握して、この内容に抵触しないように作図することが、今後の合格に必須事項であると判断する(R2からの研究会の採点一覧表も、これらを考慮した内容に変更する)。

2.1 設計条件に関する基礎的な不適合

(1) 要求されている室の欠落

・要求室の欠落は、従来から認識されている「重大な不適合」の要因である。
・R1では、更に要求室が示され、その中で注視すべき点は、「PS・DS・EPS」が示されたことである。
⇒会員の方で、図面はかなり良くできていたが、このPS・DS・EPSの計画が不十分でありランクⅣとなった方がいる。過去の復元図添削では、PS・DS・EPSの計画が不十分であるが計画そのものはかなり良く出来ていた方は合格していた。R1で初めて「重大な不適合」の要因に「PS・DS・EPS」が示されたことから、今後は、この計画もしっかり学習する必要がある。この点は、1級建築士として設備知識も必要であるとのセンター認識と推定する(合否要因)。

(2) 要求されている主要な室等の床面積の不適合

・R1課題では、多目的ホール(多目的展示室)と市民アトリエ(創作アトリエ)の床面積条件が「以上」であった。
・それ以外は、「約」又は「適宜」であった(12/8の再試験課題のホワイエのみ「50㎡」であった)。
⇒会員の方で、市民アトリエを「約」と勘違いして「以上」でなかった床面積とした方は不合格であった。他方、「約」の面積は、一般に±10%以内を想定するが、15%程度少ない面積にした方は合格であった。センターから約の明確な上下範囲が公表されていないことから、約は減点要因であり、他方「以上」条件は明らかに分かることであるので、この違反者は一発ランクⅢ又はランクⅣになると判断した方が良い。

2.2 法令への重大な不適合

(1) 延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設置

・延焼ラインは、隣地と道路中心から1階で3m、2階以上で5mの部分となる。
・道路幅を考慮すると、ほぼ道路側は無視してよく、隣地からの距離が対象となる(隣地が公園の場合は適用外)。
・防火設備は、延焼ライン内にある開口部(窓、扉)が対象となり、防火設備の設置が必要である。
⇒会員の方で、延焼ラインを書き忘れた方は不合格であった。他方、延焼ラインを書いたが、一部防火設備を書き忘れた方は合格であった。その他の要因もあるが、少なくとも延焼ラインを書かない場合は不合格であり、また延焼ラインを書いて防火設備の一部を書き忘れた方は減点対象であり不合格の対象までにはならないと推定する。

(2) 防火区画(特に吹抜け部の1階部分の区画)

・3階の3層吹抜けは、竪穴区画となり、防火区画が必要となる。
・竪穴区画は、防火設備が必要であるが、面積区画も兼ねる場合は、特定防火設備が必要である。
⇒会員の方で、1階の防火区画をしなかった方は不合格であった。他方、1階の防火区画をしたが、くぐり戸を書き忘れた方は合格であった。その他の要因もあるが、少なくとも3層吹抜けの区画認識(1階含む)をしない場合は不合格であり、くぐり戸の書き忘れは減点要因と推定する。

(3) 直通階段に至る重複区間の長さ

・2階と3階の歩行距離と重複区間の長さの課題である(一般に、内装準不燃として歩行距離60m、重複距離30m)。
・その階の避難階段(2箇所)に対して最も遠い居室から歩行距離を取り、2箇所への分岐点までが重複距離の長さとなる。
⇒会員の方で、この重複距離が30mを超えて不合格となっている。図面は他に不適合が見当たらないことから、これが原因と推定判断できるが、非常に厳しい採点と言える。なお、歩行距離の取り間違い(最も遠い居室ではなかった方)は不合格であった。

2.3 そのほか建築計画に基礎的な問題があるもの

(1) 吹抜けの計画(吹抜けとなっていないもの)

・R1課題は、本試験(10/13)も再試験(12/8)も3層吹抜けの課題が出題された。
・更に、条件として「短辺/長辺=1/2以上の整形」と「40㎡以上」であった。
⇒聞取調査した会員の方は、全員が上記条件を満たしていた。この記載があるということは、1/2の整形でなかった方、40㎡以上の面積でなかった方、3層吹抜けとなっていない方は、ランクⅢ又はランクⅣになったと推定できる。

※R1以降は上記の内容もランクⅢ又はランクⅣになるという厳しい審査内容となっている。特に、H21～H29までは、減点判断と推定した要因(防火区画、重複距離、PS・DS・EPS等)が直接ランクⅢ又はランクⅣ判断となることを認識しなければならない。また、研究会としても添削採点表の見直しを行い、添削での指摘事項として、上記項目の一発不合格を指導していくこととする。